

2022 年 3 月 7 日

AFC インターナショナル株式会社の認定取消しに関する Q&A

Q1. 認定取消しとは何ですか？

Q2. 認定取消しの場合はいつまで認証活動（審査）ができますか。

Q3. 取得済の ASIAGAP/JGAP 認証はどうなりますか？

Q4. JAB の認定が無い認証機関による認証は有効ですか？

Q5. 認証の有効期限が 4 月で、審査予約を 3 月に入れていましたが、審査を受けることはできますか？

Q6. 維持・更新審査は 2022 年 8 月 25 日まで可能とのことですが、審査日が 8 月 25 日までという意味ですか？

Q7. 2022 年 8 月 26 日以降に審査予約を入れている場合は、審査は受けられますか？

Q8. 他の認証機関への移転に時間が必要な場合の、認証期間を延長する措置はありますか。

Q9. 維持審査の受審期限も 6 カ月を超えない期間で延長になるのですか？

Q10. 認証機関を移転するにはどうすればいいのですか？

Q1. 認定取消しとは何ですか？

A1. 認証機関に対する（公社）日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）による認定が取り消されることです。認定が取り消されると認証活動（審査）を行うことができなくなります。

認証機関が農場・団体に対して ASIAGAP/JGAP の認証活動をするためには、認定機関である JAB から認定を受ける必要があります。このため、認定を受けることができない場合は認定取消しとなり認証活動（審査）ができなくなります。

（参照）

<https://www.jab.or.jp/contact/faq/q14.html>

認定と認証はどう違うのですか（日本適合性認定協会ウェブサイト）

Q2. 認定取消しの場合はいつまで認証活動（審査）ができますか。

A2. 今回の認定取消しを受け、通知「22JGF 第 40 号」を発出しました。これに基づき、認定取消日である 2022 年 2 月 25 日より 6 カ月を超えない期間まで（2022 年 8 月 25 日まで）維持・更新審査ができます。

(参照)

<https://jgap.jp/uploads/media/80rpbbgVAA>

「22JGF40 公益財団法人日本適合性認定協会により認定された機関が認定取消しとなった場合の措置について」

Q3. 取得済の ASIAGAP/JGAP 認証はどうなりますか？

A3. 他の認証機関に移転することで、認証は有効期限まで有効となります。

今回の認定取消しのケースでは ASIAGAP/JGAP 総合規則 8.8(2)「認証機関の事情による認証機関の変更」が適用されます。そのため、他の認証機関へ移転すれば、認証は有効期限まで有効となります。有効期限日は認証書に記載されておりますのでご確認ください。

なお、有効期限の延長に関する猶予措置もございますので、Q5.も併せてご覧下さい。

Q4. JAB の認定が無い認証機関による認証は有効ですか？

A4. 有効ですが、認証書に JAB シンボルマークをつけることはできません。

Q5. 認証の有効期限が 4 月で、審査予約を 3 月に入れていましたが、審査を受けることはできますか？

A5. 8 月 25 日までは維持・更新審査を受けることができます。

通知「22JGF 第 40 号」に基づき、すでに審査予約済の農場・団体に限り認定取消日から 6 カ月を超えない期間まで維持・更新審査をすることができます。ただし認定範囲の都合により ASIAGAP Ver.2.3 の審査はできません。

(参照)

<https://jgap.jp/uploads/media/80rpbbgVAA>

「22JGF40 公益財団法人日本適合性認定協会により認定された機関が認定取消しとなった場合の措置について」

Q6. 維持・更新審査は 2022 年 8 月 25 日まで可能とのことですが、審査日が 8 月 25 日までという意味ですか？

A6. はい。審査日が 8 月 25 日まで可能です。

Q7. 2022 年 8 月 26 日以降に審査予約を入れている場合は、審査は受けられますか？

A7. 他の認証機関へ移転して審査を受けることが必要となります（総合規則 8.8(2)参照）。

Q8.他の認証機関への移転に時間が必要な場合の、認証期間を延長する措置はありますか。

A8.認証機関を移転するための時間が必要であるため、有効期限を6ヶ月を超えない期間で延長可能としています（通知「22JGF 第 40 号」参照）。

（参照）

<https://jgap.jp/uploads/media/80rpbbgVAA>

「22JGF40 公益財団法人日本適合性認定協会により認定された機関が認定取消しとなった場合の措置について」

Q9. 維持審査の受審期限も 6 カ月を超えない期間で延長になるのですか？

A9. 延長になります。移転先認証機関による移行審査という形で維持審査が実施されます。

維持審査のタイミングで認証機関を移転する場合は移行審査が行われますが、これが維持審査に相当します。

ASIAGAP の場合は前回更新審査から 15 カ月以内、JGAP の場合は 18 カ月以内に維持審査を実施する必要がありますが、今回はそれぞれ 21 カ月、24 カ月を超えない期間まで延長可能となります。

（参照）

<https://jgap.jp/uploads/media/80rpbbgVAA>

「22JGF40 公益財団法人日本適合性認定協会により認定された機関が認定取消しとなった場合の措置について」

Q10. 認証機関を移転するにはどうすればいいのですか？

A10. 詳しくは移転先となる ASIAGAP/JGAP の認証機関に問い合わせてください。

移転の手続き方法は認証機関各社で異なるため、委細は移転先認証機関に確認してください。

移転先となる ASIAGAP/JGAP の認証機関は下記の 5 機関となります。

- ・インターテック・サーティフィケーション株式会社

<https://ba.intertek-jpn.com/service/>

- ・ビューローベリタスジャパン株式会社

<https://www.bureauveritas.jp/certification>

- ・一般社団法人日本能率協会 審査登録センター

<https://jmaqa.jma.or.jp/>

- ・S&S サーティフィケーション株式会社

<https://www.safe-secure.jp/>

- ・一般財団法人日本品質保証機構

https://www.jqa.jp/service_list/management/index.html

なお、各機関の連絡先は日本 GAP 協会ウェブサイトにも掲載しています。

<https://jgap.jp/gap/certification.html>

以上